

改 正 案	現 行
<p>第八号の二様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 報 告 書 (1)</p> <p style="text-align: center;">計 算 期 間 自 平 成 年 月 日 (第 期) 至 平 成 年 月 日</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">発 行 者 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">代表者の役職氏名 本店の所在の場所 連絡者 電話番号</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>名 称</p> <p style="text-align: center;">所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1-2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>資産流動化法第2条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下「旧資産流動化法」という。)第2条第2項に規定する特定目的会社にあつては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該届出書の他の箇所に記載したものを除く。)</u>についてその概要を記載すること。</p> <p>(2)~(6) (略)</p>	<p>第八号の二様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 報 告 書 (1)</p> <p style="text-align: center;">計 算 期 間 自 平 成 年 月 日 (第 期) 至 平 成 年 月 日</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">発 行 者 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">代表者の役職氏名 本店の所在の場所</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>名 称</p> <p style="text-align: center;">所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1-2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。)</u>についてその概要を記載すること。</p> <p>(2)~(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号の四様式</p> <p style="text-align: center;">有 価 証 券 報 告 書 (1)</p> <p>計 算 期 間 自 平 成 年 月 日 (第 期) 至 平 成 年 月 日</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p>発行者 受託者 名称 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 連絡者 電話番号 原委託者 氏名又は名称 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 連絡者 電話番号</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所</p> <p>名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第1 特定信託財産の状況</p> <p>1 概況</p> <p>(1) 特定信託財産に係る法制度の概要</p> <p>(2) 特定信託財産の基本的性格</p> <p>(3) 特定信託財産の沿革</p> <p>(4) 特定信託財産の関係法人</p> <p>2 特定信託財産を構成する資産の概要</p> <p>(1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要</p> <p>(2) 特定信託財産を構成する資産の内容</p> <p>(3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法</p> <p>3 特定目的信託の仕組み<sup>(2)</sup></p> <p>(1) 特定目的信託の概要</p> <p>(イ) 特定目的信託の基本的仕組み</p> <p>(ロ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項</p> <p>(ハ) 原委託者の義務に関する事項</p>	

- (二) 信託権利等
- (ホ) その他
- (2) 受益権
- (3) 受益証券の取得者の権利
- 4 特定信託財産を構成する資産の状況
  - (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
  - (2) 損失及び延滞の状況(3)
  - (3) 収益状況の推移(4)
- 5 特定信託財産の経理状況
  - 財務書類
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益計算書
    - (3) 附属明細表
- 第2 証券事務の概要
- 第3 受託者、原委託者及び関係法人の情報
  - 1 受託者の状況
    - (1) 受託者の概況
    - (2) 事業の状況
    - (3) 設備の状況
    - (4) 経理の状況
    - (5) その他(5)
  - 2 原委託者の状況
    - (会社の場合)
      - (1) 原委託者の概況
      - (2) 事業の状況
      - (3) 設備の状況
      - (4) 経理の状況
      - (5) その他(6)
    - (会社以外の団体の場合)
      - (1) 団体の沿革
      - (2) 団体の目的及び事業の内容
      - (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
      - (4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴
  - (個人の場合)
    - (1) 生年月日
    - (2) 本籍地
    - (3) 職歴
    - (4) 破産の有無
- 3 その他関係法人の概況
  - (1) 名称、資本の額及び事業の内容
  - (2) 関係業務の概要
  - (3) 資本関係
  - (4) 役員の兼職関係

- (5) その他(6)  
第4 参考情報(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「6 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 特定目的信託の仕組み

- a 特定目的信託の仕組みの概要、特定目的信託財産の管理を行う会社、特定目的信託財産の回収等の管理会社及び信用補完等を行つている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(5) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(28)に準じて記載すること。

(6) その他

- a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内）において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
- b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(28)及び(34)に準じて記載す

ること。

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改 正 案

現 行

第八号の五様式

有 価 証 券 報 告 書 (1)  
計 算 期 間 自 平 成 年 月 日  
( 第 期 ) 至 平 成 年 月 日

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

受託者 名称  
代表者の役職氏名  
本店の所在の場所  
代理人の氏名又は名称 印  
署 名  
代理人の住所又は所在地  
事務連絡者氏名  
連絡場所  
電話番号

原委託者 氏名又は名称  
代表者の役職氏名  
本店の所在の場所  
代理人の氏名又は名称 印  
署 名  
代理人の住所又は所在地  
事務連絡者氏名  
連絡場所  
電話番号

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所  
名 称 所 在 地

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)

第1 特定信託財産の状況

1 概況

- (1) 特定信託財産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産の基本的性格
- (3) 特定信託財産の沿革
- (4) 特定信託財産の関係法人

2 特定信託財産を構成する資産の概要

- (1) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
- (2) 特定信託財産を構成する資産の内容

- (3) 特定信託財産を構成する資産の回収方法
- 3 特定目的信託の仕組み
  - (1) 特定目的信託の概要
    - (イ) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項
    - (ロ) 原委託者の義務に関する事項
    - (ハ) 信託権利等
  - (二) その他
  - (2) 受益権
  - (3) 受益証券の取得者の権利
  - (4) 情報開示の概要
- 4 特定信託財産を構成する資産の状況
  - (1) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況
  - (2) 損失及び延滞の状況(2)
  - (3) 収益状況の推移(3)
- 5 特定信託財産の経理状況
  - 財務書類
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益計算書
    - (3) 利益処分計算書（又は損失処理計算書）
    - (4) 附属明細表
- 6 証券所有者に関する事項
  - (1) 証券の上場等に関する事項
  - (2) 課税上の取扱い
  - (3) 為替管理上の取扱い
  - (4) 本邦における代理人
  - (5) 裁判管轄等
- 第2 証券事務の概要
- 第3 その他
- 第4 受託者、原委託者及び関係法人の情報
  - 1 受託者の状況
    - (1) 受託者の概況
    - (2) 事業の状況
    - (3) 設備の状況
    - (4) 経理の状況
    - (5) その他(4)
  - 2 原委託者の状況
    - (会社の場合)
      - (1) 原委託者の概況
      - (2) 事業の状況
      - (3) 設備の状況
      - (4) 経理の状況
      - (5) その他(5)
    - (会社以外の団体の場合)

- (1) 団体の沿革
- (2) 団体の目的及び事業の内容
- (3) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
- (4) 役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴

（個人の場合）

- (1) 生年月日
- (2) 本籍地
- (3) 職歴
- (4) 破産の有無

3 その他関係法人の概況

- (1) 名称、資本の額及び事業の内容
- (2) 関係業務の概要
- (3) 資本関係
- (4) 役員の兼職関係
- (5) その他(5)

第5 参考情報

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第1中「5 特定信託財産の経理状況」の次に「5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する総理府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難しいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。



- (4) その他  
第八号の四様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。
- (5) その他  
第八号の四様式の「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十一号の様式</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1-2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>資産流動化法第2条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下「旧資産流動化法」という。)第2条第2項に規定する特定目的会社においては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)</u>に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該届出書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。</p> <p>(2)~(7) (略)</p>	<p>第十一号の様式</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1-2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。)</u>についてその概要を記載すること。</p> <p>(2)~(7) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の四様式</p> <p style="text-align: center;">半 期 報 告 書(1) 自 平成 年 月 日 (第 期中) 至 平成 年 月 日</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p>発行者 受託者 名称 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 連絡者 電話番号</p> <p>原委託者 氏名又は名称 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 連絡者 電話番号</p> <p>半期報告書の写しを縦覧に供する場所 名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)</p> <p>1 特定信託財産を構成する資産の状況  (1) 特定目的信託の仕組み(2)  (2) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況  (3) 損失及び延滞の状況(3)  (4) 収益状況の推移(4)</p> <p>2 特定信託財産の経理状況(5)  中間財務書類  (1) 貸借対照表(6)  (2) 中間損益計算書(7)</p> <p>3 受託者、原委託者及び関係法人の情報  (1) 受託者の状況  (I) 受託者の概況  (II) 事業の状況  (III) 設備の状況</p>	<p>(新設)</p>

- (二) 経理の状況
  - (ホ) その他(9)
  - (2) 原委託者の状況(10)
    - (会社の場合)
      - (イ) 原委託者の概況
      - (ロ) 事業の状況
      - (ハ) 設備の状況
      - (ニ) 経理の状況
      - (ホ) その他(11)
    - (会社以外の団体の場合)
      - (イ) 団体の沿革
      - (ロ) 団体の目的及び事業の内容
      - (ハ) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
      - (ニ) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴
    - (個人の場合)
      - (イ) 生年月日
      - (ロ) 本籍地
      - (ハ) 職歴
      - (ニ) 破産の有無
  - (3) その他関係法人の概況
    - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
    - (ロ) 関係業務の概要
    - (ハ) 資本関係
    - (ニ) 役員の兼職関係
    - (ホ) その他(11)
- 4 参考情報

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
  - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
  - b 提出会社の発行している特定預託証券に関し、第十号様式「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。
  - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難しいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
  - d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 特定目的信託の仕組み
  - a 特定目的信託の仕組みの概要、特定目的信託財産の管理を行う会社、特定目的信託財産の回収等の管理会社及び信用補完等を行つている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。

- b 資産流動化法第2条第13項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。
- (3) 損失及び延滞の状況  
半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。
- (4) 収益状況の推移  
半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。
- (5) 特定信託財産の経理状況  
中間財務諸表について、第五号の四様式の「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。
- (6) 中間貸借対照表  
当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表を記載すること。
- (7) 中間損益計算書  
当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書を記載すること。
- (8) 受託者の状況  
「(イ) 受託者の概況」から「(ニ) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (9) その他
  - a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
  - b 上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」(33)に準じて記載すること。
- (10) 原委託者の状況  
原委託者が会社の場合、「(イ) 原委託者の概況」から「(ニ) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する総理府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (11) その他  
半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十一号の五様式</p> <p style="text-align: center;">半 期 報 告 書(1) 自 平成 年 月 日 (第 期中) 至 平成 年 月 日</p> <p>関東財務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日提出</p> <p>受託者 名称 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称 印 署 名 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名 連絡場所 電話番号</p> <p>原委託者 氏名又は名称 代表者の役職氏名 本店の所在の場所 代理人の氏名又は名称 印 署 名 代理人の住所又は所在地 事務連絡者氏名 連絡場所 電話番号</p> <p>半期報告書の写しを縦覧に供する場所 名 称 所 在 地</p> <p>(本書面の枚数 表紙共 枚)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル)</p> <p>1 特定信託財産を構成する資産の状況  (1) 特定目的信託の仕組み  (2) 特定信託財産を構成する資産の管理の概況  (3) 損失及び延滞の状況(2)  (4) 収益状況の推移(3)</p> <p>2 特定信託財産の経理状況  財務書類</p>	<p>(新設)</p>

- (1) 貸借対照表
- (2) 中間損益計算書
- 3 受託者、原委託者及び関係法人の情報

- (1) 受託者の状況
    - (イ) 受託者の概況
    - (ロ) 事業の状況
    - (ハ) 設備の状況
  - (二) 経理の状況
  - (ホ) その他(4)
  - (2) 原委託者の状況
    - (会社の場合)
      - (イ) 原委託者の概況
      - (ロ) 事業の状況
      - (ハ) 設備の状況
    - (二) 経理の状況
    - (ホ) その他(5)
    - (会社以外の団体の場合)
      - (イ) 団体の沿革
      - (ロ) 団体の目的及び事業の内容
      - (ハ) 団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額
    - (二) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴
  - (個人の場合)
    - (イ) 生年月日
    - (ロ) 本籍地
    - (ハ) 職歴
    - (二) 破産の有無
- (3) その他関係法人の概況
  - (イ) 名称、資本の額及び事業の内容
  - (ロ) 関係業務の概要
  - (ハ) 資本関係
  - (二) 経理の状況
  - (ホ) その他(5)

#### 4 参考情報

##### (記載上の注意)

- (1) 一般的事項
  - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
  - b 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
  - c 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した

換算の基準を注記すること。

d 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

e 提出会社の発行している特定預託証券に監視、第十号様式の「記載上の注意」(1)dに準じて記載すること。

f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の五様式及び第十一号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。

(4) その他

第十一号の四様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。

(5) その他

第十一号の四様式の「記載上の注意」(11)に準じて記載すること。